

# イーアールコントラクト 会員規約新旧対照表

2016.4.1

	改訂箇所・理由	改訂後(2016.4.1以降)	改訂前(2016.3.31以前)
1	「<文言追加>」	<p>第3条第2項  er-contractの入会希望者は、前項の条件を満たした上で、<u>er-contractのホームページ上のWEB申込みシステムから申込みを行う、または所定の入会申込書に署名・捺印の上当社へ提出する。</u></p>	<p>第3条第2項  er-contractの入会希望者は、前項の条件を満たした上で、所定の入会申込書に署名・捺印の上当社へ提出する。</p>